(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
五條市二見一丁目七三七番一から同市二見二丁目二四五番四まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十九日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

公告

諸事項

工場財団

愛知県田原市白浜二号４番８**田原バイオマス発電所合同会社**の工場財団に愛知県田原市白浜二号４番８田原バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和７年５月29日　名古屋法務局豊橋支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告